

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

夫が残してくれた唯一の遺産の自宅。 息子に取り上げられそうです。

Q

主人が3カ月前に亡くなりました。そうしたら、四十九日も済まないうちに、一人息子から遺産分けをせつつかれ、大変困っています。

恥ずかしい話ですが、息子は昔から山師的な所があり、株や先物取引、または起業のお誘いなど、いろいろなものに出してきました。儲かった時もあったと思いますが、借金の方はずっと大きく、まもなく50歳になります。

夫の遺産については、30年来の自宅しかありません。土地は35坪です。預金がほとんどないのは、息子の尻拭いしてきたからで、その度ごとに借用証は

取ってありますが、一度も返済されないうままです。全部で2000万円くらいになります。

息子は、そんなこともまるで忘れたように、家を売って半額を分けてくれと言ってきたのです。びっくりして、じゃあ私はどこに住めばいいの、死ぬまでここにいたい、私が死ねばこの家はどうせお前のものになるのだから少し待ってと言っても、

今すぐにしても金が必要だと言うのです。

先日、弁護士名でこの書面が届きました。お読みください。「家を売れば土地代だけで5000万円にはなる、年金はあるし、その半額でアパートを借りて十分暮らせるはずだ」と。ため息が出ます。どうすればよいと思われませんか？

弁護士を立て、家庭裁判所で話し合いを。 今後のお金の無心はきっぱりと断って。

A

悲しいお話ですね。息子さんもそうだけど、この弁護士も、いくら頼まれたとはいえ血も涙もないことです。

嘆いても仕方がないので法的なお話をする、土地売却代金が仮に5000万円としても、息子さんに先に渡した2000万円を持ち戻して、遺産総額は7000万円です。取り分は各3500万円ですが、息子さんはすでに2000万円をもらっているので1500万円(2000万円を生前贈与ではなく貸金と構成しても、結論的には同じです)。弁護士にはきつと、2000万円の話は話していませんね。

ご相談者としては、1500万円を息子さんに払えば家を売らなくて済みますが、預金がない。であれば、本当にお気の毒ですが、唯一の遺産である自宅を売って、売却代金を二人で分ける以外に、遺産分割の方法はないことになります。

普通の子供さんであれば、おっしゃる通り、家の売却はお母様が亡くなってからでしょう。

いずれ自分のものになるのだから急ぐ必要はないし、子供には親の扶養義務があるので、持ち家に住み続けてもらった方がお金もかかりません。

3500万円が入れば、その後アパートを借りるなり中古マンションを買うなり、老人ホームに入るなり、それなりの生活のめどは立つでしょう。大事なことは、以後息子さんに無心されても、きっぱりと断ることです。でないとなかなか断ることは断るから。

さて、民法の相続分野が見直されるようです。婚姻期間20年以上の夫婦の場合、住居を奥様

に生前贈与するか遺言で贈与の意思を示せば、住居は遺産分割の対象から外れることになりまし。とはいえ、生前贈与ないし遺言がない場合はダメなので、やはり助けにはなりませんのでたね。

相手が相手なので、こちらも弁護士を立て、家裁の遺産分割調停の場できつちりと話し合い、調停調書を作った方がよいと思いますよ。恥を公にしたくないとのお気持ちは分かりますが、世の中にはいろいろな人がいて調停委員も慣れているので、ご心配は無用です。

